



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

(出身大学)
関西学院大学法学部
関西学院大学法科大学院

(経歴)
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

(取扱業務)
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
知的財産法務

～不正競争防止法改正【限定提供データに関して】 (令和元年7月1日施行)～

弁護士 角野 佑子

1 データをとりまく情勢

昨今、経営・事業戦略策定の観点から売上げデータ等の社内情報や統計情報を幅広く収集・分析することで戦略立案を行う、顧客データ販売データ・購買情報から消費傾向を分析して顧客のニーズを把握する市場分析を行なう等のAI、ビッグデータにかかる技術革新により、データや分析技術を活用する企業が増加し、データは企業の競争力の源泉としての価値を増してきました。

2 データ提供に関する法律改正

上記社会の流れはあるものの、自社ノウハウを確保したいという企業からすれば、自社データの外部提供への動機付け(データは複製・提供が容易であり、不正流通による被害は計り知れない)が薄いという問題が指摘されてきました。

情報の保護という意味では、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当すれば、保護はされるのですが、営業秘密に該当するためには、秘密管理性¹⁾という要件を充たす必要があり、データは共有して利活用しようとする社会のニーズにはこたえることができていませんでした。

そのため、これまでは、不法行為による損害賠償請求や契約違反追及に頼らざるを得ない状況でしたが、安心してデータ取引し、ビッグデータ活用を後押しする環境整備が必要との観点から、第三者に提供するデータを念頭においた「限定提供データ」を定義付し、その不正取得・使用・開示行為を不正競争として位置づける不正競争防止法の改正がなされ、令和元年7月1日施行されました。

3 不正競争防止法における限定提供データ

相手方を限定して業として提供するデータの不正取得・使用及び開示を不正競争に位置づけ、保護を図る改正が今回の改正です。

ここにいう「限定提供データ」とは、業として①特定の者に提供する情報として②電磁的方法により③相当量蓄積され、及び管理されている④技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものは除く)をいうと規定されています。

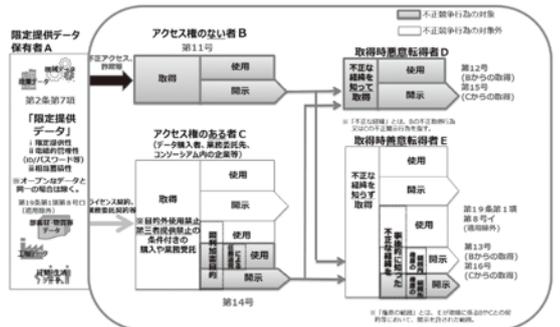
- ① 限定提供性…ビッグデータを念頭に、事業等を通じて第三者に提供する情報を想定し、相手方を特定して提供されているものが保護の対象であり、相手方を特定・限定せず無償で提供されるオープンデータは対象外です(不正競争防止法第19条1項8号ロ)。
- ② 電磁的管理性…データ保有者と、当該保有者から提供を受けた者以外がアクセスできない電磁的管理等をいいます(ID・PW・生体人証、アクセス制限等)
- ③ 相当蓄積性…データは、社会通念上、蓄積されることによって価値を有するものと考えられており、相当量

の判断にあたっては、データの性質に応じ、蓄積されることによって生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集分析に投じられた労力・時間・費用等が勘案されると考えられています

4 不正競争行為の類型

今回の改正により、限定提供データを不正アクセス等により、取得・使用・開示した者に対して、差止め・損害賠償請求をすることができることになりました。

不正競争行為に該当する類型は、下記図のとおりですが、類型化しますと、①不正取得型(不正競争防止法2条1項11号)、②著しい信義則違反類型(同法2条1項14号)、③転得者型のうち取得時善意の場合(同法2条1項13号・16号)、④転得者型のうち取得時悪意の場合(同法2条1項12号・15号)となります。



(限定提供データに関する指針、平成31年1月23日、経済産業省より)

5 限定提供データとして保護されるために

不正競争行為のうち、企業間でよく問題となる「著しい信義則違反類型」は、データ保有者から正当にデータの開示を受けた者が、「不正の利益を得る目的で、又はそのデータ保有者に損害を与える目的を有している必要があります。

いわゆる図利加害目的といわれるものですが、この目的を有していたことを立証するためには、「契約の内容等から当該態様で使用してはならない義務が当事者にとって明らか」であり、「それを認識している」にも関わらず、「当該義務に違反して、自己又は第三者に損害を与える目的」(その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る)であるといえる必要があります。

そのため、データ取引に関する契約を締結する場合には、そのデータ利用の範囲の明確な特定・第三者開示禁止条項の規定に加え、第三者に当たらない者を明確にする規程をおくべき等等、十分な検討をした上で、契約を締結する必要があります。

1 営業秘密保有企業による秘密管理の意思が従業員等に明確に示され、従業員等が認識できている状態が必要とされている